

坂出発電所5号機建設設計画  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和7年10月

四国電力株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
(4) 縦覧者数等	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの 意見の概要とこれに対する事業者の見解	19

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

令和7年8月27日（水）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告

令和7年8月27日（水）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

- ・四国新聞（朝刊 12面）
- ・読売新聞（香川版、朝刊 21面）
- ・毎日新聞（香川版、朝刊 17面）
- ・朝日新聞（香川版、朝刊 17面）
- ・産経新聞（香川版、朝刊 20面）
- ・日本経済新聞（四国経済版、朝刊 35面）

##### ② お知らせの掲載

上記の公告に加え、令和7年8月27日（水）より次のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・香川県ホームページ [別紙2-1参照]
- ・坂出市ホームページ [別紙2-2参照]
- ・宇多津町ホームページ [別紙2-3参照]
- ・当社ホームページ [別紙2-4参照]

#### (3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

自治体庁舎3箇所、当社事業場1箇所の計4箇所において、方法書及び要約書の縦覧を実施した。

また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により、方法書及び要約書を公表した。[別紙3参照]

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、第1表のとおりである。

第1表 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
香川県庁 環境森林部 環境政策課 (香川県高松市番町4丁目1番10号)			
坂出市役所 市民生活部 生活環境課 (香川県坂出市室町2丁目3番5号)	令和7年 8月27日 (水) ～ 9月26日 (金)	午前9時 ～ 午後5時 常時	土曜日、日曜 日、祝日を除 く。 — —
宇多津町役場 住民生活課 (香川県綾歌郡宇多津町1881番地)			
四国電力株式会社 坂出発電所 (香川県坂出市番の州町2番地)			
インターネットの利用による公表 ( <a href="https://www.yonden.co.jp/energy/environment/topics/sakaide_no5_houhousho.html">https://www.yonden.co.jp/energy/environment/topics/sakaide_no5_houhousho.html</a> )			

なお、当社坂出発電所及びインターネットの利用による公表については、縦覧期間終了後も令和7年10月10日（金）まで閲覧可能とした。

#### （4）縦覧者数等

##### ① 縦覧者名簿記載者数

縦覧場所において、縦覧者名簿に記載した者の数は、4名であった。

(内訳) 香川県庁	1名
坂出市役所	2名
宇多津町役場	1名
坂出発電所	0名

##### ② 方法書及び要約書を公表したウェブページへのアクセス数

方法書及び要約書を公表したウェブページへのアクセス件数(令和7年10月10日（金）までの延べ件数)は、1,173件であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会開催の公告及びお知らせは、方法書の縦覧等に関する公告及びお知らせと同時に開催された。[別紙1, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3参照]

開催日時、開催場所及び来場者数は、第2表のとおりである。

第2表 説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
令和7年9月11日（木） 18時30分～19時50分	坂出市民ホール (香川県坂出市京町2丁目1番13)	27名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

令和7年8月27日（水）から令和7年10月10日（金）（縦覧期間及びその後2週間）までの期間とした。

なお、郵送受付は、令和7年10月10日（金）当日消印有効とした。

#### (2) 意見書の提出方法〔別紙4参照〕

- ① 縦覧場所に備え付けた意見箱への投函
- ② 当社への書面による郵送での提出

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、1通（意見の総数は、5件）であった。

## 日刊新聞紙に掲載した公告

○令和7年8月27日(水)掲載

- ・四国新聞(朝刊 12面)
- ・読売新聞(香川版、朝刊 21面)
- ・毎日新聞(香川版、朝刊 17面)
- ・朝日新聞(香川版、朝刊 17面)
- ・産経新聞(香川版、朝刊 20面)
- ・日本経済新聞(四国経済版、朝刊 35面)

<b>坂出発電所五号機建設計画環境影響評価方法書の公告</b> 環境影響評価方法に基づき、「坂出発電所五号機建設計画環境影響評価方法書」の作成及び説明会の開催について次のとおり公告いたします。 令和7年8月二十七日 四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 高木 喜弘	
<b>事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</b> 四国電力株式会社 代表者 取締役社長 高木 喜弘 所在地 香川県高松市丸の内番五号	
<b>対象事業の名称、種類及び規模</b> 坂出発電所五号機建設設計画 ガスター・ビン及び汽力(コンバイン)サイクル発電方式 約六十万キロワット	
<b>対象事業が実施されることとなる区域</b> 坂出発電所(香川県坂出市番の州町一番地)及び地先海城	
<b>対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲</b> 坂出発電所(香川県坂出市及び宇多津町)	
<b>総括所</b> 香川県 坂出市役所 生活環境課 宇多津町役場 住民生活課 坂出発電所 坂出発電所(香川県坂出市番の州町一番地) (香川県坂出市番の州町一番地)	
<b>二、総括期間</b> 令和7年8月二十七日(水)から令和7年9月二十六日(金)まで ただし、午前九時から午後五時まで	
<b>三、総括時間</b> 午前九時から午後五時まで	
<b>四、インターネットによる公表</b> 当社のホームページにおいて、令和7年8月二十七日(水)から 令和7年9月十日(金)までご覧いただけます。	
<b>五、意見の提出</b> 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、 総括場所に備え付けの意見箱に投函いたゞか、当社宛てに書面にて郵送 により意見書をお寄せ下さい。	
<b>六、意見書の記載事項</b> 氏名及び住所(法人その他の団体につては、その名称 代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)、及び主たる事務所の提出の対象である環境影響評価方法書の名前 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい)	
<b>七、意見書の提出期限</b> 令和7年9月十日(金)まで(当日消印有効)	
<b>八、意見書の提出先</b> 〒760-1573 香川県高松市丸の内番五号 坂出市民ホーリ(香川県坂出市京町二丁目一番二号)	
<b>九、公聴会についてのお問い合わせ先</b> 四国電力株式会社 環境アセスメントグループ 説明会を開催する日時及び場所 令和7年9月十一日(木)午後六時三十分～午後八時三十分	
<b>十、開催日時</b> 令和7年9月十一日(木)午後六時三十分～午後八時三十分	
<b>十一、開催場所</b> 〒760-1573 香川県高松市丸の内番五号 坂出市民ホーリ(香川県坂出市京町二丁目一番二号)	
<b>十二、開催場所についてのお問い合わせ先</b> 四国電力株式会社 環境アセスメントグループ 説明会を開催する日時及び場所 令和7年9月十一日(木)午後六時三十分～午後八時三十分	

## 香川県ホームページに掲載したお知らせ



防災・安全 健康・福祉 子育て・教育・スポーツ 文化・観光 くらし・環境 社会基盤 しごと・産業 情報公開

文字サイズ・色合い変更

音声読み上げ

Foreign Language

言語を選択 ▼

キーワードから探す

スマート検索



&gt; 検索の仕方

ホーム &gt; 環境から探す &gt; 環境計画 &gt; 環境影響評価制度(環境アセスメント) &gt; 環境影響評価方法書の総覽について(坂出発電所5号機建設計画)

[返信] ポスト [LINEで見る]

ページID: 52134 公開日: 2025年8月27日

## 環境影響評価方法書の総覽について (坂出発電所5号機建設計画)

### 総覽期間

令和7年8月27日（水曜日）から令和7年9月26日（金曜日）まで

四国電力株式会社 火力本部 坂出発電所（坂出市番の州町2番地）のみ令和7年10月10日（金曜日）まで

### 総覽時間・総覽場所

- 香川県 環境森林部 環境政策課（高松市番町四丁目1番10号）  
9時00分から17時00分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
- 坂出市 市民生活部 生活環境課（坂出市室町二丁目3番5号）  
9時00分から17時00分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
- 宇多津町 住民生活課（媛歌郡宇多津町1881番地）  
9時00分から17時00分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
- 四国電力株式会社 火力本部 坂出発電所（坂出市番の州町2番地）  
9時00分から17時00分まで

### 意見書の提出について

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、総覽場所に備え付けの意見箱への投函又は事業者宛てに書面を郵送することにより、[意見書（ワード：18KB）](#)を提出できます。

### 記載事項

- 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
- 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見  
(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

### 提出期限

令和7年10月10日（金曜日）まで（当日消印有効）

### 提出先及びお問い合わせ先

〒760-8573  
香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社 立地環境部 環境アセスメントグループ  
電話090-8215-1263、7851  
平日9時00分から17時00分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

### 環境影響評価制度（環境アセスメント）

- > 環境影響評価方法書の総覽について（坂出LNG基地増設計画）
- > 坂出LNG基地増設計画
- > 高松環状道路（福岡町～恒紙町）計画段階環境配慮書の総覽
- > 高松環状道路（福岡町～恒紙町）
- > 〔仮称〕バイオエタノールを原料とするSAF-ATI製造事業 方法書の総覽

[もっと見る]



### 観光・魅力情報

[県政テレビ番組]

[インターネット放送局]

[ソーシャルメディア]

## **四国電力株式会社による説明会の開催について**

---

### **開催日時**

---

令和7年9月11日（木曜日）午後6時30分～午後8時30分

### **開催場所**

---

坂出市民ホール（坂出市京町二丁目1番13号）

坂出市ホームページに掲載したお知らせ

The screenshot shows the official website of Sakado City (坂出市). At the top, there is a navigation bar with links for "くらし・手続き" (Life and Procedures), "子育て・教育" (Childcare and Education), "安全安心・相談" (Safety and Security), "市政情報" (Municipal Information), and "観光情報" (Tourism Information). A search bar is also present. The main content area is titled "環境保全" (Environmental Protection) and contains a section for "お知らせ" (Announcements). Several announcements are listed, such as "立地力株式会社 坂出発電所5号機建設計画 環境影響評価方法書の概要のお知らせ" (Information on the environmental impact assessment method book for the construction plan of Unit 5 of the Sakado Thermal Power Plant), dated August 27, 2025. Other announcements include "ふれあい収集の実施について 生活環境課" (Implementation of the collection of fukaeai (affectionate) items by the Environmental Protection Department), dated October 1, 2024; "モビリティボックス普及促進事業補助金 生活環境課" (Mobility Box Promotion Project Subsidy Fund by the Environmental Protection Department), dated November 1, 2023; "ゼロカーボンシティ認証を提出しました!! 生活環境課" (Zero Carbon City Certification Submission by the Environmental Protection Department), dated November 24, 2021; "「ゼロカーボンシティ」を宣言しました 生活環境課" (Zero Carbon City Declaration by the Environmental Protection Department), dated September 8, 2021; "ホランティア清掃に使用するごみ袋の交付について 生活環境課" (Delivery of trash bags used for volunteer cleaning by the Environmental Protection Department), dated July 22, 2019; and "空き地の管理について 生活環境課" (Management of vacant land by the Environmental Protection Department), dated August 24, 2010. On the right side, there is a sidebar titled "関連情報" (Related Information) with links for "補助・助成" (Subsidies and Assistance), "申請池補助制度にかかる特大広告にご注意ください。" (Please note the large-scale advertisement regarding the application pool subsidy system), "令和7年度雨水貯留施設設置・改修補助金について" (About the subsidies for rainwater storage facility installation and renovation), "令和7年度浄化槽設置扶助事業補助金について" (About the subsidies for septic tank installation), "令和7年度住宅用太陽光発電システム設置事業補助金について" (About the subsidies for residential solar power generation system installation), "モビリティボックス普及促進事業補助金" (Mobility Box Promotion Project Subsidy Fund), "申請・届出・証明" (Application, Submission, Certification), "ふれあい収集の実施について" (Implementation of the collection of fukaeai items), "計画・ビジョン" (Plan and Vision), "自動車排出ガス対策計画について" (About the plan for vehicle exhaust gas control), "施設" (Facilities), "クーリングシェルター（指定屋敷街施設）の指定について" (About the designation of cooling shelters (designated residence street facilities)), and "よくある質問" (Frequently Asked Questions).



子育て・教育



安全安心・相談



市政情報



観光情報



キーワードでさがす

Google 検索



トップページ > くらし・手続き > ごみ・環境・衛生 > 提携係室 > 四国電力株式会社 坂出発電所5号機建設計画 環境影響評価方法書の総覧のお知らせ

## 四国電力株式会社 坂出発電所5号機建設計画 環境影響評価方法書の総覧のお知らせ

見つからないときは

 印刷用ページを表示する 更新日：2025年8月27日更新

### 四国電力株式会社 坂出発電所5号機建設計画 環境影響評価方法書の総覧のお知らせ



#### 事業者の名称等

<名称> 四国電力株式会社  
<代表者> 取締役社長 社長執行役員 宮本 郁弘  
<所在地> 香川県高松市丸の内2番5号

#### 検査場所

- 坂出市役所 生活環境課  
(香川県坂出市塩町2丁目3番5号)
- 香川県庁 環境政策課  
(香川県高松市番町4丁目1番10号)
- 宇多津町役場 住民生活課  
(香川県綾歌郡宇多津町1881番地)
- 坂出発電所  
(香川県坂出市番の州町2番地)

#### **総覧期間**

○令和7年8月27日（水）から令和7年9月26日（金）  
(※土曜日、日曜日、祝日除きます。)  
(※坂出発電所については、土曜日、日曜日、祝日もご覧いただけます。)

#### **総覧時間**

○午前9時から午後5時まで

#### **インターネットによる公表**

○四国電力株式会社ホームページにおいて、令和7年8月27日（水）から令和7年10月10日（金）までご覧いただけます。

② [「坂出発電所5号機建設設計図 環境影響評価方法書の公表について」<外部リンク>](#)

#### **意見の提出**

○環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、総覧場所に備え付けております意見箱に投函いただくか、四国電力株式会社宛に書面にて郵送により意見書をお寄せください。

##### **<意見書の記載事項>**

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
- ・環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

##### **<意見書の提出期限>**

令和7年10月10日（金）まで（※当日消印有効）

##### **<意見書の提出先（お問い合わせ先）>**

〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社 立地環境部 環境アセスメントグループ  
TEL：090-8215-1263、090-8215-7851  
(※土曜日、日曜日、祝日を除きます。午前9時から午後5時まで。)

#### **説明会**

〈開催日時〉 令和7年9月11日（木） 午後6時30分～午後8時30分

〈開催場所〉 坂出市民ホール（坂出市京町二丁目1番13号）

このページに関するお問い合わせ先

生活環境課

別紙 2-3

## 宇多津町ホームページに掲載したお知らせ

本文へ  はじめての方へ  Language 文字サイズ：標準  拡大  背景色 白  

 宇多津町

くらし・手続き 健康・福祉 子育て・教育 行政情報 観光・文化 事業者のかたへ

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [町長部局](#) > [住民生活課](#)  
足あと [板出発電所5号機建設設計画環境影響評価方法書の公告](#) > [住民生活課](#) 

### 住民生活課

#### 新着情報

2025年8月27日更新  
[板出発電所5号機建設設計画環境影響評価方法書の公告](#)

2025年5月3日更新  
[特定技能制度における共生施策に関する連携\(協力確認書関係\)](#)

2025年4月4日更新  
[屋外での焼却行為\(野焼き\)は法律で禁止されています](#)

2025年1月14日更新  
[広域交付住民票](#)

連絡先

〒769-0292  
宇多津町役場本館1階

戸籍係  
Tel:0877-49-8002  
[メールでのお問い合わせ](#)

年金係  
Tel:0877-49-8002  
[メールでのお問い合わせ](#)

生活安全係  
Tel:0877-49-8000  
[メールでのお問い合わせ](#)

自治振興係  
Tel:0877-49-8000

▶ 新着情報のRSS



くらし・手続き 健康・福祉 子育て・教育 行政情報 観光・文化 事業者のかたへ

現在地 [トップページ](#) > [経営でさがす](#) > 町長部局 > [住民生活課](#) > [坂出発電所5号機建設計画 環境影響評価方法書の公告](#)

足あと [坂出発電所5号機建設計画 環境影響評価方法書の公告](#) > [住民生活課](#) > [坂出発電所5号機建設計画 環境影響評価方法書の公告](#) ×

## 坂出発電所5号機建設計画 環境影響評価方法書の公告

ページID:0004465 更新日:2025年8月27日更新 [印刷ページ表示](#)

環境影響評価法に基づき、「坂出発電所5号機建設計画 環境影響評価方法書」の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

令和7年8月27日

四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 宮本 喜弘

### 【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 四国電力株式会社

代表者 取締役社長 社長執行役員 宮本 喜弘

所在地 香川県高松市丸の内2番5号

AI(人工知能)は  
こんなページをおすすめします

- [令和7年度 下水道排水設備工事請任技術者資格認定共通試験について](#)
- [「クーリングシェルター\(指定署熱避難施設\)」の指定について](#)
- [2025宇多津秋の大収穫祭の出店者を追加募集します](#)
- [第23回うたづの町家とおひなさんのステージ出演者を募集します](#)
- [【起業をお考えの方へ】宇多津創業セミナー開催!](#)

見つからないときは

よくある質問と回答



さがす

## 【対象事業の名称、種類及び規模】

名 称 坂出発電所5号機建設設計画

種 類 ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)

規 模 約60万キロワット

## 【対象事業が実施されることとなる区域】

坂出発電所(香川県坂出市番の州町2番地)及び地先海域

## 【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

香川県坂出市及び綾歌郡宇多津町

### 【縦覧】

#### 1、縦覧場所

- ・宇多津町役場 住民生活課 (香川県綾歌郡宇多津町1881番地)
- ・香川県庁 環境政策課 (香川県高松市番町四丁目1番10号)
- ・坂出市役所 生活環境課 (香川県坂出市室町二丁目3番5号)
- ・坂出発電所 (香川県坂出市番の州町2番地)



さがす

#### 2、縦覧期間

- 令和7年8月27日(水曜日)から令和7年9月26日(金曜日)まで。ただし、  
・宇多津町役場 住民生活課 土曜日、日曜日、祝日は除きます。  
・香川県庁 環境政策課 土曜日、日曜日、祝日は除きます。  
・坂出市役所 生活環境課 土曜日、日曜日、祝日は除きます。  
・坂出発電所 土曜日、日曜日、祝日もご覧いただけます。
- なお、坂出発電所では、縦覧期間終了後も、令和7年10月10日(金曜日)までご覧いただけます。

#### 3、縦覧時間

午前9時から午後5時まで

#### 4、インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて、令和7年8月27日(水曜日)から令和7年10月10日(金曜日)までご覧いただけます。

#### 5、意見の提出

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函いただくか、事業者宛てに書面にて郵送により意見書をお寄せ下さい。

さがす

## 6、意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
- ・環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい。)

## 7、意見書の提出期限

令和7年10月10日(金曜日)まで (当日消印有効)

## 8、意見書の提出先

〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 立地環境部 環境アセスメントグループ

## 【説明会を開催する日時及び場所】

### 1、開催日時

令和7年9月11日(木曜日)午後6時30分～午後8時30分

### 2、開催場所

坂出市民ホール(香川県坂出市京町二丁目1番13号)

## 【公告事項の詳細について】

以下<四国電力株式会社ホームページ>を確認してください。

[https://www.yuden.co.jp/energy/environment/topics/sakaide\\_no5\\_houhousho.html](https://www.yuden.co.jp/energy/environment/topics/sakaide_no5_houhousho.html)<外部リンク>

## 【公告事項についてのお問い合わせ先】

四国電力株式会社 立地環境部 環境アセスメントグループ

Tel 090-8215-1263, 090-8215-7851 (土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

このページに関するお問い合わせ先

町長部局 住民生活課 生活安全係

〒769-0292 宇多津町役場本館1階

Tel: 0877-49-8000

[メールでのお問い合わせ](#)

当社ホームページに掲載したお知らせ

### 坂出発電所 5号機建設計画

#### 環境影響評価方法書の届出、縦覧及び説明会について

当社は、令和7年8月26日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「坂出発電所 5号機建設計画 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）およびこれを要約した書類（以下、「要約書」）を経済産業大臣に届け出るとともに、香川県知事、坂出市長および宇多津町長に送付いたしましたので、お知らせいたします。

届出・送付した方法書および要約書につきましては、環境影響評価法に基づき、令和7年8月27日（木）から令和7年9月26日（金）まで縦覧に供わるとともに、当社ホームページにて公表いたします。また、令和7年9月11日（木）に方法書の説明会を開催いたします。

#### 1. 方法書の縦覧方法

##### （1）縦覧場所

###### 【関係自治体庁舎】

- ・香川県庁 環境政策課（香川県高松市番町4丁目1番10号）
- ・坂出市役所 生活環境課（香川県坂出市室町2丁目3番5号）
- ・宇多津町役場 住民生活課（香川県綾歌郡宇多津町1881番地）

###### 【当社事業所】

- ・坂出発電所（香川県坂出市番の州町2番地）

##### （2）縦覧期間

令和7年8月27日（木）～令和7年9月26日（金）

※ 香川県庁、坂出市役所、宇多津町役場については、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

※ 坂出発電所については、意見書の受付期間である令和7年10月10日（金）まで土曜日、日曜日、祝日も含めご覧いただけます。

##### （3）縦覧時間

午前9時～午後5時

##### （4）インターネットによる公表

当社のホームページにおいて、令和7年8月27日（木）午前9時から令和7年10月10日（金）午後5時までの間、ご覧いただけます。

URL : [https://www.yonden.co.jp/energy/environment/topics/sakaide\\_no5\\_houhousho.html](https://www.yonden.co.jp/energy/environment/topics/sakaide_no5_houhousho.html)

## 2. 方法書の説明会

### (1) 開催日時

令和7年9月11日(木) 午後6時30分～午後8時30分

### (2) 開催場所

坂出市民ホール(香川県坂出市京町2丁目1番13号)

※ 説明会の参加にあたって、事前のお申し込みは不要です。

## 3. 意見書の提出方法

本方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函いただか、当社宛に書面にて郵送により意見書をお寄せ下さい。

### (1) 意見書の記載事項

- ・氏名および住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい。)

### (2) 意見書の提出期限

令和7年10月10日(金)まで(当日消印有効)

### (3) 意見書の提出先

〒760-8573

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社 立地環境部 環境アセスメントグループ

※ 意見書に記載されている個人情報は、本件においてのみ使用し、それ以外には使用いたしません。

## 4. お問い合わせ先

四国電力株式会社 立地環境部 環境アセスメントグループ

TEL: 090-8215-1263, 7851

(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

以上

当社ホームページでの方法書等の公表

The screenshot shows the official website of Shikoku Electric Power Company (四国電力). At the top, there are links for "よくあるご質問" (FAQ), "お問い合わせ" (Contact), and "ENGLISH". The main navigation menu includes "法人のお客さま" (Business Customers), "法人のお客さま" (Business Customers), "エネルギー・環境・発電" (Energy, Environment, Power Generation), "サステナビリティ" (Sustainability), and "企業・IR情報" (Corporate Information). Below the menu, a breadcrumb trail indicates the page location: HOME > エネルギー・環境・発電 > 環境問題への取り組み > 環境トピックス > 坂出発電所5号機建設設計画 環境影響評価方法書の公表について.

## 坂出発電所5号機建設設計画 環境影響評価方法書の公表について

坂出発電所5号機建設設計画における、「環境影響評価方法書」及び「環境影響評価方法書[要約書]」を公表いたします。

\*「方法書」及び「要約書」は、令和7年10月10日(金)午後5時までご覧いただけます。  
なお、ファイルの保存・印刷は、「お知らせ」、「あらまし」及び「意見書様式」のみとさせていただきます。

**【環境影響評価方法書の届出、縦覧及び説明会に関するお知らせ】**

[坂出発電所5号機建設設計画 環境影響評価方法書の届出、縦覧及び説明会について](#)

**【環境影響評価方法書】**

表紙・目次

第1章 事業者の名稱、代表者の氏名及び生たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況  
3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定め事项

第8章 環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名稱、代表者の氏名及び生たる事務所の所在地

環境問題への取り組み

- 環境トピックス >
- よんでもんグループ環境方針
- 環境関連データ集 >
- よんでもんグループ環境保全活動について
- 省エネ情報の提供 >
- 生物多様性に配慮した事業活動 >
- 環境法令に基づく公表事項 >
- エネルギー・環境・発電 > TOPへ

\*本省に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同様発行の20万分の1地勢図、5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)印JH#96)  
\*本省に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。  
\*本省は、令和7年8月27日から令和7年10月10日まで閲覧可能(保存・印刷不可)です。

#### 【環境影響評価方法書[要約書]】

##### [環境影響評価方法書\[要約書\] PDF](#)

\*本省に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同様発行の20万分の1地勢図、5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)印JH#96)  
\*本省に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得る必要があります。  
\*本省は、令和7年8月27日から令和7年10月10日まで閲覧可能(保存・印刷不可)です。

#### 【環境影響評価方法書のあらまし】

##### [環境影響評価方法書のあらまし PDF\(PDF-3.8MB\)](#)

#### 【意見書様式】

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函いただくか、事業者宛に書面にて郵送により意見書をお寄せください。

[意見書様式 PDF\(PDF-150KB\)](#)

[意見書様式 Word \(Word-19KB\)](#)

#### | お問い合わせ先

立地環境部 環境アセスメントグループ  
TEL(直通) 090-8215-1263, 090-8215-7851  
(土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

## 意見書の様式

<p style="text-align: center;">(NO. )</p> <p style="text-align: center;"><b>坂出発電所5号機建設設計画 環境影響評価方法書 に対する意見書</b></p> <p style="text-align: right;">令和7年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(住 所) _____ (氏 名) _____ (連絡先) _____</p> <p style="text-align: center;">環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から、次のとおり意見を提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>
<p><b>【備 考】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 意見書：氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は、必ず記入してください。なお、1枚目に記載できない場合は、複数枚をご使用ください。その際は、意見書右上の（NO.）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所を必ずご記入願います。（環境影響評価法施行規則第4条の規定により、必ずご記入願います。）</li> <li>2. 提出先：〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 立地環境部 環境アセスメントグループ</li> <li>3. 提出期限：令和7年10月10日（金）[当日消印有効]</li> </ol> <p><b>【注】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きのためだけに使用し、他の目的に使用することはありません。</li> <li>・当社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入いただいた個人情報は適正に取り扱うこととしております。</li> </ul>

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、方法書について意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、5件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1.5℃目標と整合する温室効果ガス削減目標と本事業について</p> <p>貴社は、本事業の目的および内容（方法書p.3）において、本事業がカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みと整合していることを繰り返し主張し、事業の正当性の根拠としている。</p> <p>しかしながら、これらの政府目標は、国内外の科学者コミュニティから一貫して「不十分である」と指摘されている。国際的な研究機関コンソーシアムであるClimate Action Trackerの報告【注1】によれば、日本がパリ協定の1.5℃目標と整合する排出削減を達成するためには、2013年比で2030年までに66%、2035年までに78%の削減が必要とされている（LULUCF部門の吸収量を除く）。これに対し、日本政府が掲げる2030年度46%、2035年度60%、2040年度73%削減（いずれも2013年度比）の目標は、先進国としての責任を果たすには不十分であり、国際的な水準と比しても野心性を欠いている。</p> <p>さらに、IEAの「Net Zero by 2050」シナリオが示す「天然ガスによる発電量を2030年にピークとし、2040年までに90%削減する」という方針や、G7が合意した「2035年までの電力部門の脱炭素化」とも整合していない。</p> <p>以上の点から、本事業の根拠とされる国の方針そのものが、1.5℃目標および国際的な科学的要請から乖離しており、これをもって新規LNG火力発電所の建設を正当化することはできない。</p> <p>【1】 <a href="https://climateactiontracker.org/press/release-as-the-climate-crisis-worsens-warming-outlook-stagnates/">https://climateactiontracker.org/press/release-as-the-climate-crisis-worsens-warming-outlook-stagnates/</a></p>	<p>令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性の確保を大前提に、エネルギー安定供給、経済効率性、環境適合性を図るという「S+3E」の最適なバランスを追求していくことが、エネルギー政策の基本的視点として示されています。</p> <p>そのうち、環境適合性については、世界全体での1.5℃目標と整合する野心的目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことが示されています。</p> <p>また、その中で、LNG火力は、電力の安定供給のために必要な火力供給力を維持・確保し、需給両面での将来的な不確実性に備える観点から、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として位置付けられています。</p> <p>本事業は、高経年化が進む既設火力発電設備の将来的な代替活用を見据え、最新鋭の高効率LNGコンバインドサイクル方式の発電設備を採用する計画であり、電源の新陳代謝を図ることにより、エネルギー政策の要諦であるS+3Eの原則を維持しつつ、将来にわたる電力の安定供給に寄与するものと考えております。</p> <p>また、将来の水素混焼にも対応可能な設備とする計画でもあり、非効率な老朽火力を引き続き稼働させる場合と比較して、将来の二酸化炭素の排出量削減に貢献するものと考えております。</p> <p>以上のことから、本事業は、1.5℃目標と整合する温室効果ガス削減目標の実現に寄与するものと考えております。</p>

2	<p>気候科学の観点からみれば、化石燃料インフラの新規建設の余地はない</p> <p>LNG 火力は石炭より排出係数が低いとはいえる、依然として莫大な二酸化炭素を排出する化石燃料発電です。さらに、採掘・輸送・液化・再ガス化までを含むライフサイクル全体では、石炭よりも温室効果ガス排出が大きくなる可能性が最新の研究で指摘されています。</p>	<p>令和 7 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画では、火力発電は、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担っていることが示されております。</p>
	<p>IPCC 第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書(2022 年 4 月公開)は、既存の化石燃料インフラが(2018 年から)耐用期間終了までに排出する累積の CO<sub>2</sub> 総排出量を 6,600 億トン(報告書作成時点で計画されている化石燃料インフラからの累積総排出量を加えると 8,500 億トン)と予測しています。同報告書で地球温暖化を 50% の確率で 1.5°C に抑えるための限度として示された CO<sub>2</sub> の累積総排出量である 5,000 億トンを既に大きく上回っているため、科学的な観点から見れば、既存の化石燃料インフラであっても耐用期間の終了を待たずに廃止する必要があります。</p>	<p>加えて、LNG 火力は、電力の安定供給のために必要な火力供給力を維持・確保し、需給両面での将来的な不確実性に備える観点から、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として位置付けられております。</p>
	<p>LNG 火力については、再エネ 100%を目指す過程での経過措置として一定数の既設の発電所が役割を果たしますが、新規建設を進めるべきではなく、段階的廃止を目指すべきです。本計画通り 2031 年に運転を開始した場合、LNG 火力発電所の運用年数を 40 年とすると、2050 年を超えて大量の CO<sub>2</sub> を排出するため、この新設を許容する余地はありません。</p>	<p>本事業は、高経年化が進む既設火力発電設備の将来的な代替活用を見据え、最新鋭の高効率 LNG コンバインドサイクル方式の発電設備を採用する計画であり、電源の新陳代謝を図ることにより、非効率な老朽火力を引き続き稼働させる場合と比較して、将来の二酸化炭素の排出量削減に貢献するものと考えております。</p>
	<p>また、貴社は火力電源の脱炭素化に向けて、水素混焼を検討し、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すとしています。しかしながら、この主張には具体性・実現可能性・経済合理性のいずれも欠けており、新規 LNG 火力建設を正当化するためのグリーンウォッシュに他なりません。</p>	<p>また、水素混焼に関しては、現時点で具体的な導入開始時期は決まっておりませんが、今後、輸送・貯蔵・発電における技術的な動向や経済性について情報収集を図りつつ、調達コストやサプライチェーンの構築状況なども踏まえて、実装に向けた検討を進めてまいります。</p>
	<p>現時点では、安価かつ安定的なグリーン水素の供給見通しは立っておらず、仮に供給が実現したとしても、既存 LNG 設備での混焼・専焼には多額の追加投資と設備改修が必要です。導入時期、混焼比率、コストなどの具体的な計画が示されていない以上、これは希望的観測に過ぎません。不確実な未来技術への期待を根拠に、現実の CO<sub>2</sub> 排出から目を逸らして LNG 火力の新規建設を進める姿勢は、企業の社会的責任を放棄するものと考えます。</p>	

<p>3 水素燃料の導入開始時期、導入後の推定温室効果ガス排出量を公開すべき</p> <p>気候変動による被害が深刻化する中、国際社会はパリ協定およびグラスゴー合意のもと、地球の平均気温上昇を産業革命前から 1.5°C以内に抑えることを目指しています。この目標の達成には、2050 年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにするだけでなく、2030 年までに排出量を半減させる必要があります。</p> <p>IPCC 第 6 次評価報告書は、1.5°C目標達成のために残されたカーボンバジェットが極めて限られており、選択肢も時間も非常に少ないことを明らかにしています。一方、国連環境計画(UNEP)が 2024 年 10 月に公表した「排出ギャップ報告書 2024」【注 2】は、世界の温室効果ガス排出量は依然として増加傾向にあり、現在の排出ペースが続けば、今世紀末には地球の平均気温が最大 3.1°C上昇する可能性があると警告しています。</p> <p>このような危機的状況においては、個別の発電所が排出する温室効果ガスも、気候変動の加速や地域の生活環境への影響という観点から、厳しく評価されるべきです。最新式のガスコンバインドサイクル方式であっても、IEA が 1.5°Cシナリオにおいて求める 2030 年の排出係数(0.138kg-CO<sub>2</sub>/kWh)と比較して約 2.5 倍の排出量(0.32~0.36kg-CO<sub>2</sub>/kWh)を示しており、1.5°C目標との整合性を欠いています。さらに、LNG 火力のライフサイクル全体を考慮すれば、石炭火力を上回る温室効果ガス排出となる可能性も指摘されています。</p> <p>ゼロエミッション燃料の導入を主張するのであれば、少なくとも以下の情報を明示すべきです：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素燃料の導入開始時期</li> <li>・導入後の推定温室効果ガス排出量</li> <li>・導入に必要な追加設備・改修の内容とコスト</li> <li>・実現可能性に関する技術的・経済的根拠</li> </ul> <p>これらの情報が示されない限り、「中長期的な削減の視野」は単なる希望的観測に過ぎず、現時点での大量排出を容認する根拠とはなり得ません。企業としての説明責任を果たすためにも、具体的かつ検証可能な情報の開示が求められます。</p> <p>【注 2】  <a href="https://www.unep.org/resources/emissions-gap-report-2024">https://www.unep.org/resources/emissions-gap-report-2024</a></p>	<p>本事業は、将来の水素混焼に対応可能な設備とする計画ですが、営業運転開始時点では、LNG 専焼での運転となるため、それを前提に環境影響評価を行うこととしております。</p> <p>水素混焼に関しては、現時点で具体的な導入開始時期は決まっておりませんが、今後、輸送・貯蔵・発電における技術的な動向や経済性について情報収集を図りつつ、調達コストやサプライチェーンの構築状況なども踏まえて、実装に向けた検討を進めてまいります。</p>
--	--

4	<p>化石燃料インフラの新設はG7合意など国際合意と矛盾する</p>	<p>令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性の確保を大前提に、エネルギー安定供給、経済効率性、環境適合性を図るという「S+3E」の最適なバランスを追求していくことがエネルギー政策の基本的視点として示されております。</p>
	<p>2023年に日本が議長として開催したG7広島サミットでは、「2035年までの完全又は大宗の電力部門の脱炭素化を図る」とこと、「遅くとも2050年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる」との文書(コミュニケ)が合意されました。</p>	<p>そのうち、環境適合性については、世界全体での1.5°C目標と整合する野心的目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことが示されています。</p>
	<p>また、IEAが2021年5月に発表した「Net Zero by 2050」では、1.5°C目標に関するシナリオとして天然ガスについて「2030年までに発電量をピークとし、2040年までに90%低下させる」ことが示されています。</p>	<p>また、その中で、LNG火力は、電力の安定供給のために必要な火力供給力を維持・確保し、需給両面での将来的な不確実性に備える観点から、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として位置付けられております。</p>
	<p>本計画はLNG火力である以上、再生可能エネルギーと比べ膨大な量の二酸化炭素を排出します。LNG火力の排出係数はガスコンバインドサイクルが0.32～0.36kg-CO<sub>2</sub>/kWh程度であり、これはIEAが上記の報告書で示した1.5°Cシナリオで求める2030年の排出係数0.138kg-CO<sub>2</sub>/kWhと比べ約2.5倍にもなる数値です。2031年度に新規のLNG火力を運転開始する予定の本計画は、国際的な合意やシナリオに整合しているとは言えません。</p>	<p>本事業は、高経年化が進む既設火力発電設備の将来的な代替活用を見据え、最新鋭の高効率LNGコンバインドサイクル方式の発電設備を採用する計画であり、電源の新陳代謝を図ることにより、エネルギー政策の要諦であるS+3Eの原則を維持しつつ、将来にわたる電力の安定供給に寄与するものと考えております。</p>
	<p>国際的な研究機関コンソーシアムであるClimate Action Trackerの報告【注3】によれば、日本が1.5°C目標と整合する排出削減を達成するためには、2013年比で2030年までに66%、2035年までに78%の削減が必要とされています(LULUCF部門を除く)。これに対し、日本政府が掲げる2030年度46%、2035年度60%、2040年度73%削減(2013年度比)の目標は、先進国としての責任を果たすには不十分であり、国際的な水準と比しても野心性を欠いています。</p>	<p>また、将来の水素混焼にも対応可能な設備とする計画でもあり、非効率な老朽火力を引き続き稼働させる場合と比較して、将来の二酸化炭素の排出量削減に貢献するものと考えております。</p>
	<p>2031年に新規LNG火力の運転開始を目指す本計画については、パリ協定、1.5°C目標、IEAのシナリオ、G7合意などの国際的枠組みとどのように整合するのか、具体的かつ検証可能な形で説明することが不可欠です。</p>	<p>以上のことから、本事業は、G7合意などの国際的枠組みとの整合に寄与するものと考えております。</p>
	<p>【注3】  <a href="https://climateactiontracker.org/press/release-as-the-climate-crisis-worsens-warming-outlook-stagnates/">https://climateactiontracker.org/press/release-as-the-climate-crisis-worsens-warming-outlook-stagnates/</a></p>	

5	<p>LNG 火力インフラはライフサイクルで石炭火力よりも多くの温室効果ガスを排出する可能性がある</p> <p>天然ガスの主成分はメタンであり、二酸化炭素の 28~34 倍もの温室効果をもつ強力な温室効果ガスです。「Environmental Research Letters」誌に掲載された論文【注 4】によると、天然ガスの井戸、生産施設、パイプラインなどから少量のメタンが漏出するだけでも石炭と同程度の排出量になる可能性があります。また、2024 年に「Energy Science &amp; Engineering」誌に掲載された別の研究【注 5】は、LNG は掘削作業によるメタン漏れが推定をはるかに上回っていることや、パイプラインによる輸送時の排出、液化・タンカーによる輸送を含めれば石炭よりもはるかに大きなエネルギーを要することなどを指摘し、20 年間の温室効果ガス排出量を比較すると LNG が石炭よりも 33% も大きいと明らかにしています。</p> <p>こうした研究の指摘を考慮すれば、LNG 火力の利用が地球温暖化対策になるとみなすことはできません。また、世界各地ではガス採掘、パイプラインの設置などにおける環境破壊や人権侵害が大きな問題となっているだけでなく、脱化石燃料への動きも高まっています。2030 年以降に新規の LNG 火力発電所の運転を開始させるなどもっての外であり、LNG 火力はカーボンニュートラルまでのつなぎ役どころか、気候変動を悪化させている主な要因の一つであることを忘れてはいけません。</p> <p>現状では、サプライチェーン全体のメタン漏洩を監視・検証する体制が十分に整っておらず、日本の事業者が輸入燃料の上流過程に対して実効的な責任を果たすことは構造的に困難です。したがって、こうした高排出リスクを内包する LNG 火力インフラの新設は、科学的にも倫理的にも正当化できません。</p> <p><b>【注 4】</b>  <a href="https://iopscience.iop.org/article/10.1088/1748-9326/ace3db">https://iopscience.iop.org/article/10.1088/1748-9326/ace3db</a></p> <p><b>【注 5】</b>  <a href="https://doi.org/10.1002/ese3.1934">https://doi.org/10.1002/ese3.1934</a></p>	<p>令和 7 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画では、LNG 火力は、石炭・石油火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用や CCUS の導入などによる脱炭素化が可能であり、電力の安定供給のために必要な火力供給力を維持・確保し、需給両面での将来的な不確実性に備える観点から、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として位置付けられております。</p> <p>LNG 火力インフラのライフサイクルに関しては、今後、議論の進展及び国の政策動向を踏まえて対応を検討してまいります。</p>
---	--	---